

○平成十三年総務省告示第百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十二
三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）

（平成十二年六月一日総務省告示第百九十五号）

〔一部改正〕

- 平成十三年一月三〇日総務省告示第七二四号
- 平成十三年二月一八日総務省告示第七五七号
- 平成十六年三月二五日総務省告示第二三六号
- 平成十九年七月一〇日総務省告示第三九三号
- 平成二〇年七月七日総務省告示第三六六号
- 平成二二年一月八日総務省告示第四号
- 平成二四年一〇月一八日総務省告示第三七〇号
- 平成二八年三月二九日総務省告示第一〇〇号
- 平成三〇年二月二六日総務省告示第六九号
- 平成三一年三月八日総務省告示第七四号
- 令和五年二月二七日総務省告示第四三七号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第三項の規定に基づき、他事業者が接続の請求に際して必要な情報の開示に関する事項及び他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示に関する事項について、次のように告示する。

第一条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号

イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

一 接続の手續及び費用負担に関する次の情報

イ 接続協議等に関する情報

ロ 接続料、工事費並びに他事業者が接続に必要な装置を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物、管路、とう道及び電柱等に設置する場合における費用等の明確な原価算定根拠

二 端末系伝送路設備の敷設概況等に関する次の事項

イ 光信号用の伝送路設備が敷設されている収容局（固定端末系伝送路設備の一端と接続する電気通信設備（利用者のものを除く。）が設置されている建物をいう。以下同じ。）名（住所及びカバーエリアの具体的な行政区域名）

ロ 光信号用の伝送路設備が敷設されている収容局ごとの光配線区画数（電気信号用の伝送路設備の敷設状況により分類した内訳を含む。）及び電気信号用の伝送路設備の回

線数

ハ 光信号用の伝送路設備が敷設されている収容局ごとの光配線区画に設置されている全ての電柱等の位置情報

ニ 電柱等の位置情報の開示を受けた光配線区画における電気信号用の伝送路設備の回線数

ホ 完全に電気信号用の伝送路設備が撤去されている収容局名（住所及びカバーエリアの具体的な行政区域名）

ヘ 電話及び総合デジタル通信の役務の提供に用いられている回線数（一部区間が光信号用の伝送路設備に置き換えられた回線数及び全て電気信号用の伝送路設備で提供されている回線数の内訳（事務用又は住宅用の別を含む。））並びにデジタル加入者回線伝送方式による役務の提供に用いられている回線数

ト 光信号用の伝送路設備によりサービスを提供している回線の電話番号

チ 光信号用の伝送路設備の敷設計画

リ 電気信号用の伝送路設備の撤去計画

三 伝送路設備の敷設状況等に関する次の情報

イ 敷設されている光信号用の伝送路設備の芯数、距離及び経路並びに波長分割多重装置の設置の有無

ロ イのうち、現に提供されていない光信号用の伝送路設備（以下「空き芯線」という。）の芯数、距離及び経路

ハ 敷設されている光信号用の伝送路設備の終端部の位置

ニ 光信号用の伝送路設備のうち、電気信号用の伝送路設備への変更が可能である回線の電話番号

四 伝送路設備の線路条件等に関する次の情報

イ 電気信号用の伝送路設備の線径

ロ 電気信号用の伝送路設備の絶縁種類

ハ 電気信号用の伝送路設備のブリッジタップの状況

ニ 電気信号用の伝送路設備の手捻り接続個所の状況

ホ デジタル加入者回線伝送方式による役務の提供に用いようとする回線が属するカッド（一対の銅線を二組より合わせたものをいう。以下同じ。）、当該カッドに隣接及び隣接するカッドに収容されている回線により提供されている役務の状況

ヘ 収容局から利用者までの線路距離

ト 電気信号用の伝送路設備及び光信号用の伝送路設備の各々の伝送損失

チ 電気信号用の伝送路設備の直流抵抗値
リ 電気信号用の伝送路設備の雑音特性
ヌ 光信号用の伝送路設備の種類（シングルモードとマルチモードのとの別及び使用波長を含む。）

ル 光信号用の伝送路設備の経過年数
五 光信号用の中継系伝送路設備が敷設されている区間のうち、他事業者が接続の請求等を行った区間において空き芯線がない場合における代替区間等に関する情報
六 光信号用の中継系伝送路設備が敷設されている区間のうち、空き芯線がない区間に新たに空き芯線が生じた場合におけるその旨

第一条の二 施行規則第二十三条の四第二項第一号の二イ(1)に規定する情報は、特定接続の協議等に関する情報とする。

第二条 施行規則第二十三条の四第二項第二号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

- 一 通信用建物の概況に関する次の情報
 - イ 収容局の位置情報（住所及びカバーエリアの具体的な行政区域名）
 - ロ 収容局以外の通信用建物の位置情報（住所）
 - ハ 収容局ごとの収容電話番号及び総合デジタル通信から電話への同一番号での移行ができない電話番号
 - ニ 通信用建物ごとの空き場所の有無
 - ホ 通信用建物ごとの、帯域透過端末回線伝送機能、帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能であつて通信用建物外に設置される光信号分離装置に終端する光信号用の伝送路設備により通信を伝送するもの若しくはそれ以外のもの又は中継伝送機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）に係る電気通信設備との接続に際して通信用建物に設備を設置している他事業者の数（利用している機能ごとの数を含む。）
 - ヘ 主配線盤の全端子数及び現に提供されていない端子の数（電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。）
- ト 主配線盤が通信用建物内又は複数の通信用建物に分散設置されている場合はその事実
- チ 接続に必要な装置等を設置するラックの仕様
- リ 収容局において加入者交換機が未設置の場合はその事実

二 通信用建物内の詳細状況に関する次の情報

イ 収容局内の空き場所の場所及び寸法（図面）
ロ 現に提供されていない主配線盤の位置（電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。）（図面）

ハ 接続に必要な装置等を設置することができる場所の面積

ニ 接続に必要な装置等を設置するために利用することができる主配線盤における空き端子数（電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む。）

ホ 空き架数、階高及び床荷重その他他事業者の接続に必要な装置の設置に関する設備環境等

ヘ 電力容量、電源種別、空気調整設備容量、電源空調フリーアクセス（二重床）の有無その他の周辺設備の状況等

ト 接続に必要な装置を設置するために利用することができる空き場所、電力設備（受電設備及び発電設備に限る。）又は主配線盤における空き端子（以下「空き場所等」という。）がない通信用建物内に、新たに利用することができる空き場所等が生じる予定時期及び当該空き場所等が生じた場合におけるその旨

三 電柱の詳細状況に関する次の情報

イ き線点の位置情報（き線点の位置座標及び電柱番号並びに当該き線点のカバーエリア）

ロ 収容局からき線点までの電気信号用の伝送路設備に係る換算線路長

ハ き線点における電気信号用の伝送路設備に係る端子かん内の空き場所の有無

ニ 他事業者が接続に必要な装置を設置するために利用する電柱が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の所有に係る電柱又はそれ以外の者の所有に係る電柱であるかの別を判別できない場合における当該別

ホ 電柱の添架の可否

第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号の二イ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

一 第一条第一号及び第二号（ハ及びニを除く。）並びに第一条の二並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。

二 前号に規定する情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とするものとし、このうち第一条第一号イ及び第一条の二の情報の開示は当該情報をまとめた一の集合物（電磁的記録を含む。）の提供により行うものとする。

三 情報の更新周期は極力短期間とし、第一号に規定する情報の更新に際しては更新情報を明示するものとする。

三の二 第一条第二号りに規定する情報の開示は、撤去計画が電気信号用の伝送路設備から光信号用の伝送路設備への移行に伴うものである場合には、撤去を開始する四年前までにを行うものとする。ただし、当該移行の円滑な実施（他事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。）が確保される場合及び天災その他やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

四 第一条第六号及び前条第二号トに規定する情報の開示は、開示を請求した他事業者に対して、電子メールその他の電磁的方法により速やかに行うものとする。

附 則（平成一六年三月二五日総務省告示第二三六号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三二年三月八日総務省告示第七十四号）

（施行期日）

1 この告示は、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成三一年総務省令第七十四号。以下「改正省令」という。）附則第一条本文に規定する施行日から施行する。

（経過措置）

2 改正省令第二条による改正前の電気通信事業法施行規則第二十四条の五第九号から第十号までに規定する第一種指定電気通信設備により導入される新たな網機能であつて、この告示の施行前にその工事が開始され、この告示の施行後にその提供が開始されるものについては、この告示による改正前の平成十三年総務省告示第三百九十五号第一条第七号並びに第三条第一号から第三号まで及び第五号の規定は、なお効力を有する。